

香川県外国人留学生就職促進事業費補助金のご案内

この補助金は、県内の外国人留学生受入校（以下「受入校」という。）が取り組む事業に要する経費の一部を補助することにより、外国人留学生の県内への受入及び県内での就職を促進することを目的とするものです。

※詳細は、要綱にてご確認ください。

1 対象となる事業

- (1) 外国人留学生の県内受入の促進に資する事業
- (2) 外国人留学生の県内就職の促進に資する事業（必須事業）

※ただし、公的団体から補助・助成を受けて実施する事業、対象者を留学生に限定しない事業等を除きます。

2 事業実施主体（補助金を申請できる事業者）

県内の受入校（大学、短期大学、専門学校）

※ただし、申請時点で外国人留学生（交換留学生を除く）の受入実績があること。また、当該年度に外国人留学生を 新規に30名以上を受け入れる計画（留学生の数が前年度末時点で10名以上100名以下の受入校にあっては、前年度末時点で在席する留学生の25%以上の留学生を新規に受け入れる計画）があること。

※1法人につき、1校の受入校のみ申請可能。

3 補助金額・補助対象期間

- 1 補助金額 補助率2分の1、1校につき上限500,000円
- 2 補助対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 補助金の申請から交付の流れ

1 申請

「香川県外国人留学生受入促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）」を、提出期限内に下記の提出先まで送付してください。

◇ 申請の提出期限: 令和7年6月18日(水)【必着】

2 交付決定

補助金は予算の範囲内で交付することとし、補助対象者は4校程度とします。

3 実績報告

補助事業を完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、「香川県外国人留学生就職促進事業費補助金実績報告書（第4号様式）」を提出してください。県において審査の上、交付額を確定し、その後確定した交付額を請求いただいて、支払いを行います。

5 提出・問合せ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

商工労働部労働政策課 外国人材確保対策グループ 久保

電話: 087-832-3368(直通)

★要綱及び様式等のデータは県ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/koyo/topics/ryugakusei-hojokin2025.html>)

